

改正省エネ法で需要側の脱炭素取り組みが重要に

◆改正省エネ法で求められる需要側の脱炭素取り組み

2023年4月、改正省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）が施行となった。省エネ法は、70年代のオイルショックを経て79年に制定された歴史から、化石燃料によるエネルギー消費を抑制する側面が強かった。しかし、カーボンニュートラル（CN）に向けては、省エネ対策だけでなく、非化石エネルギーの導入拡大と電気の需要の最適化による、需要側の非化石エネルギーへの転換が重要になる。非化石への転換を促すために、改正省エネ法には、①エネルギーの使用の合理化の対象範囲を拡大するため、エネルギーの定義に非化石エネルギーを含める（2条）、②エネルギー使用量が1,500k1以上/年の特定事業者に対し、非化石エネルギー転換の目標に関する中長期計画や非化石エネルギー使用状況などの定期報告を求める（15,16条）、③変動する再エネ出力に対応するため、需要側による電気の需要の最適化を促す（2条）の3つが盛り込まれた。

従来は省エネ取り組みの目安としてエネルギー消費効率の年平均1%以上改善は示されていた。経産省の委員会では非化石エネルギー転換への目安についても業種ごとに各業界団体が設定し共有がされた。化学工業（石油化学、ソーダ工業など）分野の定量目標は、石炭を主燃料としたボイラーを有する事業者は30年度における石炭使用量を13年度比30%削減、それ以外の事業者は外部調達電気の非化石割合を59%となっており、ハードルの高い野心的な目標となっている。

◆化学工業各社で非化石エネルギーへの転換に向けた取り組みが進む

電力が製造コストの5~6割を占める電力多消費産業であるソーダ工業を始め、化学工業各社は非化石エネルギーへの転換目標に向けた取り組みを進めている。

22年7月、東ソーは、山口県周南市の南陽事業所において、老朽化した自家用石炭火力発電所の一つを廃止し、バイオマスを主燃料とした発電所を新設することを決定した。新設する発電所では、木質系燃料や建築廃材などの廃棄物系燃料も利用し、将来的にはバイオマス専焼を目指す。

23年5月、周南市は、全国の自治体に先駆けて、周南CN構想と周南コンビナー

トCNロードマップを発表した。ロードマップ策定にあたった周南コンビナート脱炭素推進協議会は、50年に周南コンビナート全体のCNを実現する道筋を示し、アンモニアやバイオマスエネルギー源、炭素源の基幹とする未来のコンビナートに向けた取り組みを進める。なお、同協議会には周南コンビナート企業5社（東ソー、トクヤマなど）が参画している。

22年10月、カネカは、大阪ガス、Daigasエナジーとの協業により、カネカ高砂物流センターで発電した電気の余剰分をカネカフード（神戸市）へ送る自己託送を開始した。自己託送は、自社発電所で発電された電気を電力会社の送配電網を通じて遠隔地にある自社設備へ送電する仕組みである。物流センターの屋根及び壁面に設置した太陽電池が発電する1,180kWの電気を自家消費しながら、余剰分をグループ会社へ送電することで、グループ全体のCO₂排出量削減を目指す。

以上のように、化学工業各社は、石炭から非化石燃料へエネルギー転換を進めている。今後、自治体とコンビナートの構成団体が協業する流れが加速していくと思われる。また、非化石エネルギー導入拡大に向けた再エネ電源の確保も難しい問題だ。自家発電自家消費できる非化石電気があれば理想的だが、自社敷地内に他社所有の再エネ発電設備を導入するオンサイト型PPA（Power Purchase Agreement）や、自社敷地外にある再エネ発電設備から供給を受けるオフサイト型PPAで、長期安定的に電力を調達する可能性を探ることも重要になるだろう。

◆省エネ、エネルギー転換に関する企業の情報開示が期待される

改正前は再エネの使用はカウントせず省エネ法の対象外だったが、新制度に基づく中長期計画書と定期報告書からは、再エネの使用であっても省エネ法の対象となるため消費効率改善が必要になる。加えて、非化石エネルギー使用割合と変動する再エネ出力に合わせた電気の需要の調整（DR：デマンドレスポンス）実績の報告が求められる。

24年7月の定期報告書から新しく任意開示制度が開始する。企業は既にある報告書ベースのため負担は少なく、投資家は正確性、網羅性、比較可能性のある企業のサステナビリティ情報として定期報告書を有効活用できる。また、DR実績報告は電力サービスを提供する企業の貴重な情報源になるだろう。定期報告書の活用による積極的な情報開示が期待される。

【永田紘基】